

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和3年度実施政策)

(総務省R3-⑩)

政策(※1)名	政策10: 情報通信技術高度利用の推進		担当部局課室名	情報流通行政局 情報通信政策課等			作成責任者名	情報流通行政局 情報通信政策課 課長 大村 真一	
	政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図り、ICTの高度利用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現すること。 [中間アウトカム]: 我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。						政策評価実施予定時期	令和4年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)			
				令和元年度	令和2年度	令和3年度			
ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図ること	1	国内生産額に占めるICT産業の割合 ＜アウトカム指標＞	全産業中最大規模(平成27年版情報通信白書)	令和元年度	令和3年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	情報通信技術 (ICT) は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものである。国内生産額に占めるICT産業の市場規模が大ききことは、ICTによる新たな産業・市場を創出されていることにつながるから、指標として設定。 【参考】 「ICTの経済分析に関する調査」 ・平成30年版 94.4兆円/982.7兆円 9.6% ・平成29年版 95.7兆円/968.5兆円 9.9% ・平成28年版 84.1兆円/964.2兆円 8.7% ・平成27年版 82.2兆円/942.3兆円 8.7% ・平成26年版 81.8兆円/924.0兆円 8.9%
	2	放送コンテンツの海外展開の促進(放送コンテンツの海外販売作品数) ＜アウトカム指標＞	放送コンテンツ海外販売作品数(3,703本)	平成30年度	令和7年度	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ関連海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ関連海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ海外販売作品数の増加に寄与する。	放送コンテンツの海外展開は、放送コンテンツを通じた日本の地域産品・サービスの輸出拡大や訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果が期待でき、「クールジャパン戦略」等の国家戦略にも大きく貢献するものである。海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施することにより、日本の放送事業者等と海外の放送事業者等との関係構築や、海外で受容される放送コンテンツの制作についてのノウハウの蓄積などが進み、放送コンテンツの海外販売作品数の増加に寄与する。 (これまでの実績) 平成30年度(基準年度) 3,703本 ※旧目標の売上高500億円は、平成30年度に達成(519.4億円)。放送コンテンツの海外展開を通じて、我が国産業の国際競争力強化及び地域経済の活性化を推進するためには、日本の魅力を伝える多様なコンテンツを数多く発信することが重要であると考え、「放送コンテンツの海外販売作品数」を新たな指標として設定。
ICTによる新たな産業・市場を創出すること						3,903本	令和4年5月頃確定予定	-	

	テレワークの推進等により、地方創生や働き方改革を実現する	3	(1)テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 ＜アウトカム指標＞	(1)11.5% 【平成24年度】 (2)7.7% 【平成28年度】 ※指標に該当するテレワーカーの割合は、平成28年度より取得を開始。	(1)平成24年度 (2)平成28年度	(1)平成24年度比で3倍 (2)平成28年度比で倍増	令和2年度	(1)テレワーク導入企業の割合:平成30年度値以上 (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合:平成30年度値以上	(1)テレワーク導入企業の割合:34.5(%) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合:15.4(%)		若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのICTサービスを利用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方が選択できる社会の実現が求められている。 この現状を踏まえて、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)において、雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されている。同工程表において、2020年には、テレワーク導入企業の割合を2012年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を2016年度比で倍増と目標に定められており、目標達成に向けて施策の進捗状況を計測するため、導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を指標として設定。 【参考】 ・平成26年度 (1)11.5% ・平成27年度 (1)16.2% ・平成28年度 (1)13.3% (2)7.7% ・平成29年度 (1)13.9% (2)9.0% ・平成30年度 (1)19.1% (2)10.8%
	障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、情報バリアフリー環境を整備	4	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業で3年以上前に終了した案件の事業化率 ＜アウトカム指標＞	平成26年度までの案件の事業化率:33.3% (対象助成件数6件)	平成30年度	平成29年度までの案件の事業化率:25%	令和3年度	平成27年度までの案件の事業化率:25% 55.5% (対象助成件数9件)	平成28年度までの案件の事業化率:25% 58.3% (対象助成件数12件)	平成29年度までの案件の事業化率:25% -	ICTの進展は、日常生活を始めとする多くの場面において様々な恩恵をもたらしている一方、障害や年齢等により、その恩恵を十分に享受できていない者も多く存在している。 このようなデジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる社会の実現が求められており、「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として情報アクセシビリティの向上が掲げられているところ。 具体的には、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進するための助成を実施し、その助成終了3年経過時の事業化率を指標とすることで、助成の成果を評価する。
ICTによる社会課題の解決	Lアラートにより、災害時に必要となる情報が住民に迅速かつ確実に届く環境を整備	5	Lアラート高度化システムを整備している都道府県の数 ＜アウトカム目標＞	0都道府県	平成30年度	15都道府県	令和2年度	令和2年度までに15都道府県			「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、地域の防災力を高めるためのLアラート高度化システム※については、平成32年度までに15の都道府県へ導入を図ることとされていることから指標として設定。 ※Lアラート地図化システム(従来、避難指示等をテキスト情報で配信していたLアラート情報を、地図化して提供可能とするもの)等を指す。
達成手段(開始年度)				予算額(執行額) ^(※3)			関連する指標 ^(※4)	達成手段の概要等		令和3年度行政事業レビュー事業番号	
				令和元年度	令和2年度	令和3年度					
(1)	地域情報化の推進(本省)(平成20年度)			※5			1	※5		0064	
(2)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業(平成13年度)			※5			1.4	※5		0065	
(3)	字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進(平成9年度)			※5			-	※5		0066	
(4)	全省庁的統一資格審査実施経費(平成13年度)			※5			1	※5		0067	
(5)	電気通信行政情報システムの維持運用(昭和49年度)			※5			1	※5		0068	
(6)	情報通信政策のための総合的な調査研究(昭和60年度)			※5			1	※5		0069	
(7)	情報通信技術の利活用に関する調査研究(平成16年度)			※5			1.4	※5		0070	
(8)	地域情報化の推進(地方)(平成18年度)			※5			1	※5		0071	
(9)	データ連携促進型スマートシティ推進事業(平成26年度)			※5			1	※5		0072	

(10)	公的個人認証サービス利活用推進事業(平成27年度)	※5	-	※5	0073
(11)	地域防災等のためのG空間情報の利活用推進(平成28年度)	※5	5	※5	0074
(12)	ICT基盤高度化事業(平成28年度)	※5	-	※5	0075
(13)	地域オープンデータ推進事業(平成30年度)	※5	-	※5	0076
(14)	放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業(平成30年度)	※5	2	※5	0077
(15)	情報信託機能活用促進事業(平成30年度)	※5	-	※5	0078
(16)	地域IoT実装・共同利用総合支援施策(平成30年度)	※5	1	※5	0079
(17)	モバイル決済モデル推進事業(平成30年度)	※5	-	※5	0080
(18)	テレワーク普及展開推進事業(平成31年度)	※5	1,3	※5	0081
(19)	AIネットワーク化の進展等に関する調査研究(平成31年度)	※5	1	※5	0082
(20)	サイバーセキュリティ情報共有推進事業(平成31年度)	※5	-	※5	0083
(21)	地域IX・CDN等を活用したコンテンツ配信効率化等促進事業(令和元年度)	※5	-	※5	0084
(22)	多言語翻訳の普及推進(令和元年度)	※5	-	※5	0085
(23)	高度映像配信プラットフォームに関する実証(令和元年度)	※5	-	※5	0086
(24)	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和元年度)	※5	1	※5	0087
(25)	Lアラート等による災害情報伝達の正確性・迅速性の向上に向けた実証(令和元年度)	※5	5	※5	0088
(26)	教育現場の課題解決に向けたローカル5Gの活用モデル構築(令和元年度)	※5	-	※5	0089
(27)	国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開(令和2年度)	※5	2	※5	0090
(28)	ネット同時配信時代におけるコンテンツ権利処理円滑化事業(令和2年度)	※5	-	※5	0091
(29)	高度伝送技術の標準化等によるネットワークの有効活用に関する調査研究(令和2年度)	※5	-	※5	0092
(30)	ICT人材育成・教育基盤構築事業(令和2年度)	※5	-	※5	0093
(31)	自治体AI共同開発推進事業(令和2年度)	※5	1	※5	0094
(32)	サイバーセキュリティ政策に関する調査研究(令和2年度)	※5	-	※5	0095
(33)	デジタル活用支援員推進事業(令和2年度)	※5	-	※5	0096

(34)	デジタル活用共生社会推進事業(令和2年度)		※5	1,4		※5	0097
(35)	放送コンテンツを活用した海外への情報発信事業(令和2年度)		※5	2		※5	0098
(36)	電子契約等普及促進事業(令和2年度)		※5	-		※5	0099
(37)	インターネットトラフィック流通効率化等促進事業(令和2年度)		※5	-		※5	0100
(38)	先進的仮想化ネットワークの基盤技術の研究開発(令和2年度)		※5	-		※5	0101
(39)	マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等の実現に向けた実証等(令和2年度)		※5	-		※5	0102
(40)	デジタル活用環境構築推進事業(令和2年度)		※5	-		※5	0103
(41)	視聴データ利活用促進事業(令和3年度)		※5	-		※5	新21-0003
(42)	被災地域情報化推進事業(平成24年度)(復興庁からの移替え)		※6	1		※6	2021-復興-20-0026
(43)	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年)	-	-	-	-	電子署名に関し、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、当該法第4条に基づき、安全性等に関する一定の基準に適合した特定認証業務の認定を実施。	
(44)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年)	-	-	-	4	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることに鑑み、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送業務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資する。 当該法第4条に基づき、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送業務の提供又は開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、その経費の2分の1を上限に助成を実施。	
(45)	特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年)	-	-	-	1	社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることに鑑み、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。	
(46)	国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成28年改正)	-	-	-	-	国立研究開発法人情報通信研究機構法を改正し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の業務の範囲に、「サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練」を追加(平成28年4月20日成立、同5月31日施行)。 NICTが有するサイバーセキュリティに関する技術的知見及び演習基盤を活用して、国の行政機関や重要インフラ事業者等を対象として、効果的な演習を実施する。	
(47)	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減(登録免許税)(平成26年度)	-	-	-	1	事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業又は事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等について、登録免許税の軽減	
(48)	中小企業投資促進税制(所得税、法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる。(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ) ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。	
(49)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税、法人税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。	
(50)	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業振興地域として定められた地区において、工業用機械等の取得をして電気通信業等の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%(建物等については8%)の法人税額控除	

(51)	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業特別地区として定められた地区において新設された法人のうち認定を受けた法人について、設立後10年間、40%の所得控除
(52)	エンジェル税制(所得税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(53)	中小企業投資促進税制(法人住民税、事業税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる。(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ) ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。
(54)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(個人住民税、法人住民税、事業税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。
(55)	沖縄情報通信産業振興税制(事業所税、減収補填措置)(平成10年度)	-	-	-	1	(1)1千万円以上の機械等及び1億円以上の建物等に係る情報通信産業等の事業の用に供する施設を増築した場合に事業所税(資産割)課税標準を2分の1とする (2)事業の用に供する設備・不動産を増設した者について、地方公共団体が事業税等を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填
(56)	エンジェル税制(個人住民税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(57)	コンテンツ海外展開等促進基金(平成24年度)	-	-	-	2	①ローカライズ支援 経済産業省と総務省で共同で、公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施する。 対象者:民間企業 ②プロモーション支援 経済産業省が、公募により選定する法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つプロモーションにつき、その活動費の一部を補助する。 対象者:民間企業 【成果指標(アウトカム)】 ・本施策のローカライズ支援を受けたコンテンツの量(時間)/本施策の支援を受けたプロモーション件数 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業者への交付決定額 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施することにより、日本の放送コンテンツの海外への販売を促進し、新たな市場を開拓するとともに、放送コンテンツ関連海外市場売上高の増加に寄与する。
(58)	中小企業経営強化税制(所得税、法人税)(平成29年度)	-	-	-	1	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。 (注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型]生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型]収益力強化設備(投資収益率が年平均5%以上) [C類型]デジタル化設備(可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当) [D類型]経営資源集約化に資する設備(修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上)

(59)	中小企業経営強化税制(法人住民税、事業税)(平成29年度)	-	-	-	1	<p>経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。</p> <p>(注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型] 生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型] 収益力強化設備(投資収益率が年平均5%以上) [C類型] デジタル化設備(可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当) [D類型] 経営資源集約化に資する設備(修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上)</p>		
政策の予算額・執行額		9,518百万円 (8,702百万円)	8,158百万円 (7,135百万円)	4,989百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						成長戦略	令和元年 6月21日 (令和2年7月 17日改訂) (令和3年6月 18日改訂)	成長戦略実行計画 成長戦略フォローアップ (別添)成長戦略フォローアップ 工程表
						デジタル社会の実現に向けた重点計画	平成29年 5月30日 (30年6月15日 改訂) (令和元年6月 14日改訂) (令和2年7月 17日改訂) (令和3年6月 18日改訂)	第1部 我が国が目指すデジタル社会と推進体制 第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 第3部 施策集 参考資料 別表

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省令和3年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku3.html)を参照。

※6 復興庁令和3年度行政事業レビュー(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20210420101240.html>)を参照。